

## 愛リバー・サポーター団体等への草刈機等の貸出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南予地方局建設部が保有する草刈機及び小型遠隔操縦式除草機（以下「リモコン除草機」という。）（以下「草刈機」と「リモコン除草機」を「草刈機等」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象となる活動)

第2条 草刈機等の貸出は、次の各号に掲げる団体（以下「愛リバー・サポーター団体等」という。）が当該各号に定める活動を行うために使用する場合に行うものとする。

- (1) 愛リバー・サポーターとして登録された団体 河川美化活動
- (2) 南予地方局建設部以外の県の機関 河川管理活動
- (3) 県内市町の機関 南予地方局建設部長が準用河川、普通河川等の除草等公益性のある活動として認めるもの

(貸出申請)

第3条 草刈機等の貸出を受けようとする愛リバー・サポーター団体等は、南予地方局建設部長に草刈機等貸出申請書（様式1）を提出しなければならない。

- 2 南予地方局建設部長は、貸出が不相当と認められる場合のほか、南予地方局建設部又は他の愛リバー・サポーター団体等の使用により貸出できない場合を除き、草刈機等の貸出を承認するとともに、草刈機等貸出承認書（様式2）を交付するものとする。
- 3 南予地方局建設部長は、貸出の承認に際し、条件を付すことがある。

(貸出方法)

第4条 草刈機等の貸出の承認を受けた愛リバー・サポーター団体等（以下「貸出団体」という。）は、草刈機等貸出簿（様式3）に必要事項を記入し、南予地方局建設部長から貸出を受けるものとする。

- 2 草刈機等の貸出に係る受取及び返却は、貸出団体が行うとともに、これらに伴う経費は、貸出団体が負担しなければならない。

(貸出期間)

第5条 草刈機の貸出期間は、貸出の日の翌日から7日以内とする。ただし、南予地方局建設部長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 リモコン除草機の貸出期間は、貸出の日の翌日から3日以内とする。ただし、南予地方局建設部長が、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 貸出団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者としての注意をもって草刈機等の維持保全に努めること。
  - (2) 安全対策を講じるとともに、安全に配慮して草刈機等を使用すること。
  - (3) 使用目的以外に使用し、又は第三者に転貸しないこと。
  - (4) 草刈機にあつては別途定める「草刈機のしおり」を、リモコン除草機にあつては別途定める「リモコン除草機のしおり」をそれぞれ遵守すること。
- 2 南予地方局建設部長は、貸出団体に前項に掲げる事項に反する行為があつたと認められるときは、貸出の承認を取り消すことができる。

(返却方法)

第7条 貸出団体は、草刈機等の使用を終了し、貸出期間が満了し、又は貸出の承認が取り消されたときは、清掃、補修及び点検整備を行い、速やかに返却しなければならない。

(損害賠償等)

第8条 貸出団体は、その責に帰すべき事由により、草刈機等を使用した第2条各号に定める活動により第三者に損害を与えたときは、愛媛県が加入している愛リバー・サポーターに係るボランティア保険及びリモコン除草機に係る損害賠償保険で填補される場合を除き、その賠償責任を負わなければならない。

2 貸出団体は、草刈機を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状回復しなければならない。

3 貸出団体は、リモコン除草機を損傷し、又は滅失したときは、愛媛県が加入しているリモコン除草機に係る動産保険で填補されない場合であって、故意又は重大な過失がある場合は、原状回復しなければならない。

4 貸出団体は、草刈機等の使用に起因する事故が発生したときは、その事故及び対処の内容を速やかに南予地方局建設部長に報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第9条 この要綱により南予地方局建設部長に対してなすべき申請書の提出については、電子情報処理組織(愛媛県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請書を提出する団体の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 南予地方局建設部長は、電子情報処理組織を使用して申請書を提出した団体に対する承認については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めのない事項は、南予地方局建設部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。

様式1（第3条関係） 草刈機等貸出申請書

## 草刈機等貸出申請書

年 月 日

南予地方局建設部長 様

(申請者) 住所  
名称及び代表者氏名  
電話番号

下記のとおり草刈機等を使用したいので、貸出を申請します。

記

使用目的	
使用場所	
使用希望台数	草刈機： 台 リモコン除草機： 台
使用希望期間	年 月 日～ 年 月 日
使用責任者 氏名・連絡先	

様式2（第3条関係） 草刈機等貸出承認書

草刈機等貸出承認書

年 月 日

(申請者) 住所  
名称及び代表者氏名 様

南予地方局建設部長

年 月 日付けで申請のあった草刈機等の貸出について、下記のとおり貸出を承認します。

記

使用目的	
使用場所	
貸出台数	草刈機： 台 リモコン除草機： 台
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日
備考	(条件)

様式3 (第4条関係) 草刈機等貸出簿

番号	団体の名称	貸出責任者			貸出期間	貸出 台数	貸出日 (確認者)	返却日 (確認者)
		氏名	住所	電話番号				
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日
					月 日～ 月 日		月 日	月 日

注 貸出団体への貸出及び返却があった場合は、貸出又は返却の確認をした者が、貸出日又は返却日の欄に氏名を記入すること。